

令和4年度 第1回 奈良県国保連合会通常総会 開催

令和3年度事業報告・ 会計決算等が原案どおり可決



松井理事長

令和4年7月29日、奈良県市町村会館8階大研修室において、会員42名の出席のもと奈良県国民健康保険団体連合会の令和4年度第1回通常総会が開催されました。

★理事長挨拶等

会議の冒頭に、松井理事長から「連合会業務は、国の政策、様々な制度改正等について迅速、的確な対応が求められており、本会としても、保険者の共同体としての使命達成のため、さらに国・市町村等と連携をして事業の拡大強化をして、より一層、信頼される国保連合会を目指していく」との挨拶があり、その後松井理事長が議長に選出され、議事次第に沿って議事が進行されました。

★報告事項

報第1～2号の「令和4年度一般会計歳入歳出補正予算」他1件の特別会計補正予算、報第3号「奈良県国民健康保険団体連合会次期国保総合システム等導入移行業務委託に係る債務負担行為」、報第4号「奈良県国民健康保険団体連合会育児休業、育児短時間勤務に関する規則」の規則改正について事務局から報告されました。

★議決事項

議案第2～10号の「令和3年度事業報告」及び「令和3年度一般会計歳入歳出決算」他8特別会計歳入歳出決算について、監事の金剛宇陀市長から監査結果報告され、原案通り可決されました。

議案第11～14号の「令和3年度分剰余金の返還について」及び「令和4年度一般会計歳入歳出補正予算」他2特別会計補正予算について原案通り可決されました。

議案第15号「国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための決議」について原案通り可決され、決議が採択されました。

議案第16号「役員を選任」について、理事に小手川十津川村長が選任され就任されました。

★その他事項

「中期経営計画の策定状況」、「第三者行為損害賠償求償事務の取組」、「国保事務支援センターの主な取組実績」について事務局から報告がされ、総会は終了しました。

- 報第 1 号 令和 4 年度奈良県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算について
- 報第 2 号 令和 4 年度奈良県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算について
- 報第 3 号 奈良県国民健康保険団体連合会次期国保総合システム等導入移行業務委託に係る債務負担行為について
- 報第 4 号 奈良県国民健康保険団体連合会育児休業、育児短時間勤務に関する規則の一部改正について
- 議案第 2 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 議案第 3 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 4 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 10 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会役職員退職手当特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 11 号 奈良県国民健康保険団体連合会令和 3 年度分剰余金の返還について
- 議案第 12 号 令和 4 年度奈良県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算について
- 議案第 13 号 令和 4 年度奈良県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算について
- 議案第 14 号 令和 4 年度奈良県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算について
- 議案第 15 号 国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための決議について
- 議案第 16 号 奈良県国民健康保険団体連合会役員を選任について
- その他

決 議

国保中央会・国保連合会が開発運用している「国保総合システム」は、国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラであるが、令和6年3月に機器の保守期限が到来することから、政府の規制改革実施計画及び厚生労働省の検討会等から求められているクラウドサービスの利用や支払基金新システムとの整合性の確保等を前提としたシステム開発に取り組んでいる。

しかしながら、この政府の方針に対応したシステム開発を行うためには、国保総合システムの更改内容を大幅に見直さざるを得ず、通常の更改に比べ多額の掛り増しが生じることとなる。令和6年度更改を実現するための初期費用として、令和3年度の補正予算で措置された54億円及びこれまでの国保中央会・国保連合会が保有している財源を全部充てても、令和5年度には、50数億円の財源不足が生じる見込みである。国保保険者の財政基盤は脆弱な上、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい財政運営を行っており、審査支払手数料等、国保保険者の追加的な財政負担が懸念されている。

よって、国の意向を踏まえ実施する次期国保総合システムの更改に係る経費については、保険者や被保険者に負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じるよう強く要望する。

上記決議する。

令和4年7月29日

奈良県国民健康保険団体連合会通常総会